

協議事項（1）宿泊施設に向けたアンケートの実施について

【調査目的】

令和元年11月28日の第1回小樽市観光税導入に係る有識者会議において、小樽市における観光財源確保策として、「宿泊税」導入について議論を進めていくことで合意したものの。

しかし、

- ・ 宿泊料金や宿泊人数
- ・ 宿泊税を導入した場合の影響
- ・ 課税方法
- ・ 税金の使途に対する意見 など

市内の宿泊施設の宿泊状況や、宿泊税を導入した場合の影響や、使途の要望等について、具体的に把握できていないため、宿泊施設へのアンケート調査を行い、制度設計につなげるもの。

【調査項目】

選択及び選択理由等自由記載

- ・ 宿泊金額と部屋数について
- ・ 宿泊税の影響について
- ・ 課税方法についての意見（定率・定額徴収、段階課税、課税免税）
- ・ 宿泊税の使途について

【調査対象施設及び送付数】

- ・ 旅館業法該当施設（簡易宿所 108、旅館ホテル 45 ※下宿 1 を除く）
 - ・ 住宅宿泊事業法該当施設（約 100）
- 合計約 250

【調査方法】

- ・ 郵送（往復） 予算額 39（千円）

【調査期間】

- ・ 令和2年2月10日～25日（予定）

【その他】

- ・ 結果取りまとめ後、調査結果を基に、制度設計及び使途の整理を行い、関係部長会議を経て、有識者会議に諮るもの。